33100

岡山県

岡山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
岡山市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例 【製造業】 資本金 5,000 万円以下 取得価格 500 資本金 5,000 万円超1億円以下 取得価格 1,000 資本金1億円超 取得価額 2,000 【情報サービス業、インターネット付随サービス業】 資本金　制限なし 取得価額 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
岡山市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例 【製造業】 資本金 5,000 万円以下 取得価格 500 資本金 5,000 万円超1億円以下 取得価格 1,000 資本金1億円超 取得価額 2,000 【情報サービス業】 資本金　制限なし 取得価額 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例	―	【移転型】 不均一課税(減税率) 1 年目:4/4 2 年目:3/4	固定資産税	3年間

		3年目:2/4 【拡充型】 不均一課税(軽減率) 1年目:3/3 2年目:2/3 3年目:1/3		
岡山県地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例 農林水産業関連業種 5,000 上記以外の業種　　1億円以上 ※主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業であり、下記の要件を満たすもの。 ・対象事業で創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上	―	課税免除	固定資産税 (償却資産は構築物のみ)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
岡山市企業立地促進奨励金交付要綱	H14.4 R7.4 一部改正	【対象】 製造工場、研究所等を建設、購入又は賃借し、機械設備を設置して行う事業 【敷地面積】 ・公的団地用地 1,000㎡以上 ・民有地 3,000㎡(研究所等 2,000㎡)以上 【固定資産投資額】 ・製造工場 5億円(中小企業2億円)以上 ※賃借した工場の場合、2億円(中小企業1億円)以上 ・研究所等 2億円(中小企業1億円)以上 【その他要件】 ・新たに用地を取得し、3年以内に建設に着手 ※増設の場合、工場・研究所等を新設するために用地を取得した日から10年以内に建設又は機械設備の設置に着手 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続しているこ	企業立地促進奨励金 ○土地補助金、建物補助金、機械設備補助金 ・土地固定資産評価額×3% ＋建物固定資産評価額×9% ＋償却資産固定資産取得価額×3% ・限度額3億円 ※増設の場合、土地補助金なし、建物補助金、機械設備補助金の補助率、限度額ともに1/2 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常

		と ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10 年以上事業継続すること	用雇用者1人あたり 60 万円 （障害者は1人あたり 120 万円） ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者
岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱	H14.4 R7.4 一部改正	【対象】 物流施設を建設して行う事業 【敷地面積】 ・公的団地用地 1,000 ㎡以上 ・民有地 3,000 ㎡以上 ※民有地の場合は、市街化調整区域内において、物流総合効率化法又は産業振興型地区計画の手続きを経たもの等に限る 【固定資産投資額】 5億円（中小企業2億円）以上 【その他要件】 ・新たに用地を取得し、3年以内に建設に着手 ※増設の場合、物流施設を新設するために用地を取得した日から 10 年以内に建設着手（遊休地における増設の場合、新設工事に着手した日から 10 年以内に建設に着手すること） ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10 年以上事業継続すること	物流施設誘致促進奨励金 ○土地補助金、建物補助金、機械設備補助金 ・土地固定資産評価額×3% ＋建物固定資産評価額×9% ＋償却資産固定資産取得価額×3% （限度額3億円） ※増設の場合、土地補助金なし、建物補助金補助率、限度額ともに 1/2 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり 60 万円 （障害者は1人あたり 120 万円） ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者
岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱	H24.4 R7.4 一部改正	【対象】 IT・デジタルコンテンツ産業の事業所、バックオフィスを建設、賃借又は購入して行う事業 ※IT・デジタルコンテンツ産業…ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、デザイン業 【新規常用雇用者】	IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金 ○設備補助金 ・事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）×1/2 ・限度額 IT・デジタルコンテンツ産業

		・IT・デジタルコンテンツ産業 5人以上 （サテライトオフィス（県外に本社を設置していて、県内に既存の事業所を設置していない企業の事業所であって、IT・デジタルコンテンツ産業を主たる事業として行うもの）の場合 3人以上） ・バックオフィス 10 人以上 ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者 【その他要件】 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、5年以上事業継続すること	500 万円 ※新規常用雇用者 3 人以上 5 人未満のサテライトオフィスの場合 300 万円 バックオフィス 300 万円 ○賃料補助金 ・事業所年間賃料及び共益費×1/4×3年間分 ・限度額 300 万円/年 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり 60 万円（障害者は1人あたり 120 万円）
岡山市本社・中四国支店等立地推進事業補助金交付要綱	H26.3 R7.4 一部改正	【対象】 本社、中四国支店等、サテライトオフィスを建設、賃借又は購入して行う事業 ※サテライトオフィス…県外に本社を設置していて、県内に既存の事業所を設置していない企業の事業所であって、本社機能を有するもの ＜建設型＞ 【面積】 ・新設 敷地面積 500 ㎡（又は延床面積 750 ㎡）以上 ・拡充 延床面積 750 ㎡以上純増 【固定資産投資額】 2億円以上（中小企業1億円以上） 【新規常用雇用者】 10 人以上（中小企業5人以上） ※サテライトオフィスの場合、3人以上 ＜非建設型＞ 【新規常用雇用者】 5人以上 ※サテライトオフィスの場合、3人以上 ※岡山支店等からの昇格、既存中四国支店等の場合、3人（常用雇用者の合計5人）以上 ＜建設型・非建設型共通＞ 【その他要件】 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること	本社・中四国支店等立地推進事業補助金 ＜建設型＞ ○土地補助金、建物補助金 ・土地固定資産評価額×3%＋建物固定資産評価額×9% （限度額3億円） ※増設の場合、補助率、限度額ともに 1/2 ＜非建設型＞ ○設備補助金 ・事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）×1/2 ・限度額 300 万円 ※本社（市外からの移転）及びサテライトオフィス（新規常用雇用者5人以上）は 500 万円 ○賃料補助金 ・事業所年間賃料及び共益費

		・営利法人であること ・対象事業の開始後、＜建設型＞は 10 年以上、＜非建設型＞は5年以上事業継続すること ・本社、中四国支店等、サテライトオフィスについて登記、又は対外的に表示すること ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者	×1/4×3年間分 ・限度額 300 万円/年 ＜建設型・非建設型共通＞ ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり 60 万円（障害者は1人あたり 120 万円）
岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱	H29.3 R7.4 一部改正	【対象】 事業開始後 10 年以上経過した製造工場、研究所で行う戦略的再投資、拠点強化及び生産性向上・職場環境改善型投資 【敷地面積】 ・公的団地用地 1,000 ㎡以上 ・民有地 3,000 ㎡（研究所 2,000 ㎡）以上 【固定資産投資額】 ・製造工場 5億円（中小企業2億円）以上 ・研究所 2億円（中小企業1億円）以上 【その他要件】 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10 年以上事業継続すること	再投資・拠点強化促進奨励金 ○建物補助金、機械設備補助金 ・建物固定資産評価額×9％＋償却資産固定資産取得価額×3％ ・限度額3億円 ※生産性向上・職場改善型投資の場合、補助率、限度額ともに 1/2 ○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者 1 人あたり 60 万円（障害者は1人あたり 120 万円） ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者

33202
岡山県
倉敷市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱	H14.4	(1)公的団地に製造工場を新設する場合 ①土地取得面積 1,000 ㎡以上 (2)民有地に製造工場を新設する場合 ①固定資産投資額 大企業:5億円以上、中小企業:2億円以上 ②土地取得面積 5,000 ㎡以上 ③新規常用雇用者 大企業:30 人以上、中小企業:10人以上 (3)公的団地に研究所等を新設する場合 ①土地取得面積 1,000 ㎡以上 (4)民有地に研究所等を新設する場合 ①固定資産投資額 大企業:2億円以上、中小企業:1億円以上 ②土地取得面積 2,000 ㎡以上 ③新規常用雇用者 大企業:10 人以上、中小企業:5人以上 ※土地を取得(賃貸)後3年以内に建設に着手	○工場建設促進奨励金及び雇用促進奨励金 (1)建物固定資産評価額×9% ＋新規常用雇用数×30 万円 ・限度額 3億円 (2)建物固定資産評価額×4.5% ＋新規常用雇用数×30 万円 ・限度額 1.5 億円 (3)建物固定資産評価額×9% ＋新規常用雇用数×30 万円 ・限度額 3億円 (4)建物固定資産評価額×4.5% ＋新規常用雇用数×30 万円 ・限度額 1.5 億円 ※新規常用雇用者の住所地:市内 30 万円、岡山県内の市外 15 万円 ※増設(土地を取得後、10 年以内に建設に着手)の場合、奨励金の限度額及び算式単価は 1/2
		○特定業種(新エネルギー・次世代自動車・航空機・水島港国際バルク戦略港湾関連) ○特定業種に係る製造工場を新設する場合、工場建設促進奨励金等の交付を受けたものであって以下の要件を全て充たすもの ①新たに取得した用地の総面積:5ha 以上 ②工場建設に伴う固定資産投資額:20 億円以上	○企業誘致促進奨励金 ・固定資産税等・事業所税相当額(土地を含む)、5年間(4、5年目は 1/2) ・限度額なし
倉敷市物流施設誘致促進助成金交付要綱	H14.4	○公的団地 ○道路貨物運送業、倉庫業等を営む者が、自ら使用するための物流施設を新設する場合 ○土地取得面積 1,000 ㎡以上 ※土地取得(賃貸)後3年以内に建設に着手	○物流施設建設促進助成金及び雇用促進助成金 ・建物固定資産評価額×4.5% ＋新規常用雇用数×30 万円 ・限度額 3億円

			※増設、新規常用雇用については「企業立地促進奨励金」と同様
倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱	H18.12	○本市の区域内の工場等において設備投資を行う場合 ・対象となる設備投資　増設、移転、更新 ※「更新」の場合は、従業員数が維持されており、次のいずれかに該当する場合に限る ①生産が増強される場合 ②高付加価値化が推進される場合 ③環境負荷が軽減される場合 ・対象区分　製造工場、研究所等、物流施設 ・次の要件①及び②(＋③)を充たす事業者 ①増設等の場合(製造工場にて定業種該当の場合) ・固定資産投資額　大企業:2億5千万円以上、中小企業:2千5百万円以上(特定業種　製造工場:大企業 20 億円以上、中小企業5億円以上 ②環境保全対策、災害防止対策に関する適切な措置が講じられていること ③≪特別区分≫該当条件のどちらかを満たしている場合 ・温室効果ガス排出量の大幅な削減(1/2 以上)に資する施設である ・カーボンニュートラルに資する実証を目的とする施設等 ※特定業種(次世代自動車・航空機・カーボンニュートラル関連) ※奨励金の認定単位は、増設等を行う事業目的を基準として、1事業ごとに認定	○設備投資促進奨励金 ・固定資産税等相当額(土地を除く)、1 年間 ・≪特別区分≫該当の場合 固定資産税等相当額(土地を除く)、2 年間 ・≪特定業種≫該当の場合 固定資産税等相当額(土地を除く)、3年間 ・限度額 10 億円 ・制度適用期間 令和 11 年7月 31 日までに工事に着手(申請書は、令和 10 年度末までに提出)
本社機能移転等促進奨励金交付要綱	H27.4	○対象 本社機能を行う事業所≪工場や店舗(営業所等)は対象外≫ ⑴市外に本社を置く企業 ①転入及び新規常用雇用者の合計 ・市内へ本社又は本社機能を移転する場合 大企業5人以上、中小企業2人以上 ・市内へ研究所を設置する場合　2人以上 ・市内へ研修施設を設置する場合　2人以上 ②固定資産投資額 ・大企業2千万円以上、中小企業1千万円以上 ⑵市内に本社を置く企業 ①転入及び新規常用雇用者の合計 ・分散していた本社機能を統合する場合	○本社機能移転等促進奨励金 ・転入常用雇用者 10 人まで1人あたり 30 万円、11 人目以降1人あたり 50 万円 ○市内雇用促進奨励金 ・市内新規常用雇用者1人あたり1年度目 10 万円、2年度目 15 万円、3年度目 25 万円 ※限度額いずれも 2,500 万円 ○本社機能移転等賃借料奨励金 ・土地・建物の賃借料の 1/2 を 1 年間 ・限度額 120 万円

		大企業5人以上、中小企業2人以上 ・市内にある研究所を強化する場合　2人以上 ・市内にある研修施設を強化する場合　2人以上 ②固定資産投資額 ・大企業2千万円以上、中小企業1千万円以上	・いずれも東京 23 区からの移転の場合は、奨励金額、限度額が2倍 ・制度適用期間　R7年度末まで
オフィス開設等奨励金交付要綱	R2.7	○市内にオフィスを新たに開設する市外に主たる事業所を有する法人 ○常用雇用者数　5人以上 ○賃貸借契約期間　2年以上 ○対象業種 情報通信業（通信業等）、研究開発事業（自然科学研究所等）、専門技術サービスを提供する事業（デザイン業等） ○法人設立後3年間以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること ○支店登記すること	○オフィス開設等奨励金（オフィス開設事業） ・オフィスの設置日から1年間の賃借料（敷金等を除く）×1/2、及び通信料等×1/2 ・限度額　賃借料：120 万円、通信料等：30 万円 ・交付は1回限り
		○市内の短期型オフィスを利用して業務を行う法人（市外に主たる事業所を有する法人で、月 5 日以上利用すること） ○対象業種 情報通信業（通信業等）、研究開発事業（自然科学研究所等）、専門技術サービスを提供する事業（デザイン業等） ○法人設立後１年間以上経過し、直近１年間で営利事業を継続して営んでいること ○市内へのオフィス開設を検討すること	○オフィス開設等奨励金（短期型オフィス利用事業） ・短期型オフィスの利用日から 180 日間（最大）の施設利用料×1/2 ・限度額 30 万円 ・交付は1回限り
国内投資促進奨励金交付要綱	R3.6	○固定資産投資額　大企業：20億円以上、中小企業：5億円以上 ○環境保全対策、災害防止対策に関する適切な措置が講じられていること ○対象業種　製造業 ○対象となる設備投資　国内回帰（海外の生産機能を市内に移すための設備投資）又はマザー工場化（マザー機能を備えた市内製造拠点整備のための設備投資） ※奨励金の認定単位は、増設等を行う事業目的を基準として、1事業ごとに認定	○国内投資促進奨励金 ・奨励金額 固定資産税等相当額（土地を含む）×3年間 ・限度額5億円（3年間の合計額）

33203

岡山県

津山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産(構築物))	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
津山市企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H19.3 H23.10 一部改正 H24.4 一部改正 H24.9 一部改正 H25.6 一部改正 H25.9 一部改正 H26.2 一部改正 H28.4	○公的団地　製造工場、物流施設、研究所を立地する者 ・土地取得面積 1,000 ㎡以上 ※建屋建設を伴わない設備投資の場合、設備投資額 20 億円以上かつ新規常用雇用者 20 人以上 ○民有地　製造工場、研究所を立地する者(物流施設は除く) ・土地取得面積 2,000 ㎡以上かつ新規常用雇用者 10 人(中小企業5人)以上 ※建屋建設を伴わない設備投資の場合、設備投資額 20 億円以上かつ新規常用雇用者 20 人以上	◆工場等建設促進奨励金 ○家屋固定資産評価額×5% 償却資産取得額×5% (※津山産業・流通センターで用地取得日から 3 年以内に着工した場合に限り償却資産取得額×10%) ○制度適用期間(一部) R5 年度末まで ◆雇用促進奨励金 ○操業開始に伴う新規常用雇用者 1 人あたり下の金額を乗じた額 ・30 人まで:20 万円 ・31 人から 100 人まで:25 万円 ・101 人以上:30 万円 ※限度額 2 億円

	一部改正 H30.3 一部改正 R1.5 一部改正 R3.12 一部改正 R5.8 一部改正 R6.4 一部改正 R7.4 一部改正		（工場等建設促進奨励金と雇用促進奨励金を合計した額） 《分譲促進制度》※要件あり ※津山産業・流通センターの分譲用地を取得 ○用地の取得額×30%～50% ○制度適用期間　R6 年度末まで ○経過措置期間　R10 年度末まで ※限度額　なし 《大規模宅盤の特例》※要件あり ※津山産業・流通センターの大規模分譲用地を取得 ○10,000 ㎡の平地部分の取得額×50% ○10,000 ㎡を超える平地部分の取得額×80% ○制度適用期間　R6 年度末まで ○経過措置期間　R10 年度末まで ※限度額　なし 《特別加算制度》※要件あり ◆工場等建設促進奨励金 ○家屋固定資産評価額×10% 償却資産取得額×10% ◆雇用促進奨励金 ○操業開始に伴う新規常用雇用者 1 人あたり下の金額を乗じた額 ・1 人あたり:50 万円 （本市在住者は 1 人あたり 70 万円） ※限度額　3億円 （工場等建設促進奨励金と雇用促進奨励金を合計した額） ○制度適用期間　R6 年度末まで ○経過措置期間　R10 年度末まで
大規模工場等立地促進奨励金交付要綱	H22.7 H24.3 一部改正 H24.4 一部改正 H24.9 一部改正 H25.6 一部改正	津山産業・流通センター、久米産業団地等に大規模工場等を立地する者 ○特定業種以外の新規立地 ・共通要件:設備投資 100 億円以上、新規雇用者 100 人以上 ・津山産業・流通センター 指定業種:超精密生産技術、バイオ関連、医療・福祉・健康関連、環境関連の 4 分野に属する製造業	◆大規模工場等立地促進奨励金 ○特定業種以外の新規立地 ・津山産業・流通センター 設備投資額×5% 用地の取得額×50% ※限度額　10 億円 ・久米産業団地 設備投資額×2.5% ※限度額　10 億円

	H26.2 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R1.5 一部改正 R3.12 一部改正 R5.8 一部改正 R7.4 一部改正	・久米産業団地 特定業種以外の製造業 ○特定業種の新規立地 設備投資額 50 億円以上、 新規雇用者 20 人以上 （ただし、食料品製造業に限り、要件は新規雇用者 50 人以上）	○特定業種の新規立地 ・津山産業・流通センター 設備投資額×10％ 用地の取得額×50％ ※限度額 10 億円 ・久米産業団地 設備投資額×10％ ※限度額 10 億円 ・民有地 設備投資額×5％ ※限度額 5億円 ○市内操業企業が同一敷地内もしくは隣接地を取得し、特定業種、試験研究施設への新規参入した場合に対しても奨励措置あり。 ○制度適用期間 令和 10 年度末まで
津山企業立地促進利子助成金交付要綱	H26.2 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R2.1 一部改正 R3.12 一部改正 R5.8 一部改正 R7.4 一部改正	津山産業・流通センター、久米産業団地に製造工場、物流施設等を立地するための用地を取得（または賃借）した者（取得または賃借した日から 3 年以内に工事着手すること） ○津山産業・流通センター、久米産業団地への立地に伴う土地取得費及び設備資金として、金融機関から3,000 万円以上の融資を受けていること ○国、その他団体から対象となる利子に対する助成を受けていないこと	◆利子助成金 ○上限利率 年 2.0％（延滞利息、保証料等は除く。） ○工事着手日から満5年間（毎年1～12 月分を翌年交付） 《奨励金相当額の控除》 ○津山市から立地にかかる奨励金があった場合は、対象融資残高から交付した奨励金相当額を差し引く。 ※限度額 年 2,000 万円 （12 ヶ月未満は月割） ○制度適用期間 令和 10 年度末まで
津山市企業立地雇用促進奨励金交付要綱	R7.4	◆用地取得・賃借後 10 年以内に着手 ○公的団地 製造工場、物流施設、研究所を立地する者 ・敷地面積 1,000 ㎡以上 ・設備投資額 3,000 万円以上 ・新規常用雇用者 1 人以上 ○民有地 公的団地 製造工場、物流施設、研究所を立地する者 ・敷地面積 3,000 ㎡以上	①　家屋固定資産評価額×5％ ②　償却資産取得額×5％ ③操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額 ・県内在住者1人あたり 20 万円 （本市在住者は1人あたり 30 万円） ※限度額 3億円 ※増設の場合 ①～③の 2 分の 1 限度額 1.5 億円 ○制度適用期間 R10 年度末まで

		・設備投資額　5億円（中小企業1億円）以上 ・新規常用雇用者 10 人（中小企業5人）以上	《特別加算制度》※要件あり ①家屋固定資産評価額×10% ②償却資産取得額×10% ③操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額 ・県内在住者1人あたり 25 万円 （本市在住者は1人あたり 40 万円） ※限度額　3 億円 ※増設の場合　①～③の 2 分の 1 限度額　1.5 億円 ○制度適用期間　R10 年度末まで
			《分譲促進制度》※要件あり 公的団体から分譲用地を取得 ○津山産業・流通センター ・用地の取得額×30% ※限度額　3億円 ○久米産業団地 ・用地の取得額×15% ※限度額　1.5 億円 ○制度適用期間　R10 年度末まで
			《特別加算制度》※要件あり ○津山産業・流通センター ・用地取得額×40～50%
津山市企業立地再投資奨励金交付要綱	R7.4	◆用地取得・賃借後 10 年を超えて着手 ○製造工場、物流施設、研究所を立地する者 ・設備投資額　10 億円（中小企業 3 億円）以上 ・新規常用雇用者　10 人（中小企業 5 人）以上	①　家屋固定資産評価額×5% ②　償却資産取得額×5% ③操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額 ・県内在住者1人あたり 20 万円 （本市在住者は1人あたり 30 万円） ※限度額　3億円 ○制度適用期間　R10 年度末まで
			《特別加算制度》※要件あり ①家屋固定資産評価額×10% ②償却資産取得額×10% ③操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額 ・県内在住者1人あたり 25 万円 （本市在住者は1人あたり 40 万円） ※限度額　3億円

			○制度適用期間　R10 年度末まで

33204

岡山県

玉野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
玉野市企業立地雇用促進奨励金交付要綱	R2.4.1 R7.4.1 一部改正	次の要件のいずれにも該当する製造工場、研究所等、農水産物工場、物流施設、若しくはIT産業等事業所又は宿泊施設を建設する者 (1) 市内に対象施設を新設(IT産業等事業所は賃貸又は建設)し、又は増設(宿泊施設を除く)すること。 (2) 製造工場、研究所等、農水産物工場、物流施設においては新設し、又は増設する対象施設の建築面積が 500 ㎡以上となること。 (3) IT産業等事業所においては第6条の認定を受けた日から起算して3月を経過する日までに、事業所を開設し、商業登記簿に支店として登記していること。 (4) 宿泊施設においては新設し、部屋数が 15 以上のものであること。 (5) 対象施設の操業又は営業の開始に伴い雇用する新規常用雇用者のうち、市内在住者が5人以上(中小企業者にあっては2人以上)であること。 (6) 交付申請日(第 11 条に規定する申請を行う日。以下同じ。)において、雇用保険法の被保険者となっている従業員の総数が認定申請日より増加していること。	○事業所整備 事業所の整備に係る施設整備費、事務機器購入費(リースは除く)×1/2 ※上限 200 万円 ○雇用促進 新規常用雇用者数に 10 万円を乗じて得た額 ※上限 50 万円

33205
岡山県
笠岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
笠岡市企業立地促進奨励金交付要綱	H19.8 H20.4 一部改正 H26.8 一部改正 H27.3 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R 元.6 一部改正 R3.2 一部改正 R3.11 一部改正 R7.3 一部改正	○公的団地用地 1,000 ㎡(民有地は3,000 ㎡) 以上を新たに取得し３年以内に建設に着手したもの(増設は新規取得から10年以内に着手) ○民有地は更に固定資産投資額が製造工場５億円（中小企業２億円）以上	企業立地促進奨励金 ○土地奨励金 土地固定資産評価額×3/100 ○家屋奨励金 家屋固定資産評価額×9/100 ○設備奨励金 償却資産取得額×9/100 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者（市内在住）×30 万円 ※増設は各々1/2 ※民有地は各々1/2 ○限度額（新設）３億円 （増設）１億５千万円 ※民有地は各々1/2
笠岡市物流施設誘致促進奨励金交付要綱	H19.8 H22.9 一部改正 H27.3 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R 元.6 一部改正 R3.2 一部改正 R3.11	○用地2,000 ㎡以上を新たに取得し３年以内に建設に着手したもの(増設は新規取得から10年以内に着手)	物流施設誘致促進奨励金 ○土地奨励金 土地固定資産評価額×3/100 ○家屋奨励金 家屋固定資産評価額×4.5/100 ○設備奨励金 償却資産取得額×4.5/100 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者（市内在住）×30 万円 ※増設は各々1/2 ※民有地は各々1/2 ○限度額（新設）３億円 （増設）１億５千万円 ※民有地は各々1/2

	一部改正 R7.3 一部改正		
離島振興対策実施地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H6.9 R1.12 R3.3 R5.3	離島振興地域の指定に係る法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日から令和7年3月31日までの期間内に，離島振興地域内において，製造の事業，旅館業，情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条に規定する事業を行う者が，その事業の用に供する設備(家屋又は償却資産をいう。)を新設し，又は増設した場合，当該設備の取得価格の合計額が150万円以上のもの	家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示の日以後において取得したものに限り，かつ，土地については，その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は，当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り，課税を免除
笠岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例	H30.3	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第2項第1号に規定する促進区域内において，法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に，法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者が設置した場合における，当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし，事務所等に	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り，課税を免除

		係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以降に取得したものに限り，かつ，土地については，その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）	

33207

岡山県

井原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
産業振興促進区域内 資本額 5,000 万円以下 取得価格 500 万円 資本額 5,000 万円超1億円以下 取得価格 1,000 万円 資本額1億円超 取得価額 2,000 万円	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	―	【移転型】 課税免除 【拡充型】 不均一課税（減税率） 1 年目：3/3 2 年目：2/3 3 年目：1/3	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく事業計画について県の承認を受け、国の認定を受けている事業者 農林水産業関連業種　5,000 万円 上記以外の業種　1億円	―	課税免除	固定資産税 （償却資産は構築物のみ）	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
井原市工業等振興条例	H2.3 H29.9 一部改正 R7.4 一部改正	①製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業であること ②事業所の延面積が 500 ㎡以上であること ③新たな用地取得後 1 年以内に事業所の建設工事に着手 ④事業所の取得価額が2億円以上	奨励金 ○固定資産税額相当分を3年間 ※土地については、当該建物の垂直投影面積部分に限る ＜以下、「雇用奨励金」および「周辺整備促進補助金」を削除＞

井原市地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）	R7.4	○法人格を有する民間事業者で、下記すべてに該当するもの ①公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの ②1 人以上の新たな雇用の確保（市内） ③貸付対象事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が、1,000 万円以上 ④用地取得等契約後5年以内に貸付対象事業の営業が開始されるもの ⑤民間金融機関等からの借入を受け実施される事業であること ⑥民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証 ○対象経費 ・施設や建物の建設、整備などの設備投資に関わるもの ・設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税など）	資金貸付 ○貸付対象事業 1 件あたり 100 万円以上 ※上限額 24 億円 ※貸付金額は、貸付事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額の 60%を限度とする ○貸付条件 ・貸付利率　無利子 ・貸付対象期間　連続する4年以内 ・償還期間　5年以上 20 年以内 ・償還方法　元金均等半年償還
井原市本社機能移転促進補助金交付要綱	H28.4 R4.4 一部改正 R7.4 一部改正	○市内に本社機能を移転する、下記すべてに該当する事業所 ①本社機能の所在地が市内にあることを対外的に明示 ②市内へ移転する本社機能業務新規従業者が2人以上 ③法人設立登記の日後3年を経過し、直近3年間営利事業を継続 ④資本金の額が 1000 万円を超える法人	補助金 ○本社機能業務新規従業者数×50 万円 ※限度額 1,000 万円
井原市民間事業用地開発促進奨励金交付要綱	H28.4 R4.4 一部改正 R7.4 一部改正	①開発区域面積 3,000 ㎡以上を一度に開発する製造工場、研究所、物流施設用地であって造成工事完了後1年以内に建設に着手するもの （他者に賃貸することを目的とする事業者を含む） ②造成した土地に建設する工業等に係る固定資産投資額が次に定める額を超えるものであること 中小企業者　1億円 中小企業者以外の者　2億円	奨励金 ○造成工事費の2分の1の額 ※限度額 ・3,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満　:1,000 万円 ・6,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満:2,000 万円 ・10,000 ㎡以上　:3,000 万円

33208
岡山県
総社市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
総社市企業立地促進奨励金交付要綱	H17.3 H20.3 全部改正 H28.6 一部改正	○新設 ・新設のために取得した土地や既存の工場等に隣接する公的団地用地を取得後、3年以内に建設に着手 ○増設 ・既存の工場等の敷地内や既存の工場等に隣接する民有地を取得後、10 年以内に建設に着手 ○面積 ・公的団地用地　1,000 ㎡以上 ・民有地 研究所等　2,000 ㎡以上 製造工場　3,000 ㎡以上 ○固定資産投資額(民有地の場合のみ) ・製造工場・研究所等　2億円(中小企業1億円)以上 ○新規常用雇用(民有地の場合のみ) ・製造工場　30 人(中小企業 10 人)以上 ・研究所等　10 人(中小企業5人)以上	設備奨励金 ○認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ○家屋及び償却資産に係る固定資産評価額に以下の交付率を乗じた額 ・新設　9/100 ・増設　4.5/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額 土地奨励金 ○認定工場等に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る) ○土地に係る固定資産評価額に以下の交付率を乗じた額 ・新設　3/100 ・増設　1.5/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額 雇用促進奨励金 ○認定工場等の操業開始に伴う新規雇用に要する経費 ○市内在住の新規常用雇用者1人あたり 30 万円(正規雇用者は倍額) ※民有地の場合は半額 ○限度額 ・新設　3億円 ・増設　1.5 億円 ※民有地の場合はそれぞれ半額
総社市物流施設誘致促進助成金交付要綱	H17.3 H20.3 全部改正 H20.12 一部改正	○新設 ・土地(公的団地用地に限る)取得後3年以内に建設に着手 ○増設 (1)既存の敷地内で増設する場合 ・新設に係る土地(公的団地用地に限る)取得後 10 年以内に建設に着手	設備助成金 ○認定物流施設に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ○家屋に係る固定資産評価額に以下の交付率を乗じた額 ・新設　4.5/100 ・増設　2.25/100

		(2)既存の物流施設の隣接地(公的団地用地に限る)を取得し物流施設を増築する場合 ・隣接地(公的団地用地に限る)取得後3年以内に着手 ○面積 1,000 ㎡以上	土地助成金 ○認定物流施設に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る) ○土地に係る固定資産評価額に以下の交付率を乗じた額 ・新設 3/100 ・増設 1.5/100
			雇用促進奨励金 ○認定物流施設の事業開始に伴う新規雇用に要する経費 ○市内在住の新規常用雇用者1人あたり ・新設 30 万円 ・増設 15 万円
			○限度額 ・新設 2億円 ・増設 1億円

33209
岡山県
高梁市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業　1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500 ○1億円超 ・製造業、旅館業　2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
高梁市企業立地促進助成金交付要綱	H25.4	次に該当する条件に合致していること。 (新設の場合) 1　土地取得(1，000㎡以上)後3年以内に建設に着手すること。 2　市長が必要と認めるときは、建設着手期間を延長することができる。 (増設の場合) 1　既存の敷地内で増設する場合は、新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手すること。 2　既存の工場等の隣接地を取得後3年以内に建設に着手すること。 3　市長が必要と認めるときは、建設着手期間を延長することができる。 ＜区分＞ ○先端技術工場・一般製造工場、製造業類似事業所 ・固定資産投資額 (新設の場合) 大企業5億円以上、中小企業2億円以上	助成金 ○金額 認定工場等に賦課される固定資産税相当額 ○交付の期間 固定資産税が新たに賦課された年度から6年間とする。ただし、高梁市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成16年高梁市条例第47号)第3条の適用を受ける認定企業にあっては、課税免除対象期間後の3年間。

		（増設の場合） 大企業2億5千万円以上、中小企業5千万円以上 ・新規常用雇用 （新設の場合） 大企業30人以上、中小企業10人以上 （増設の場合） 大企業15人以上、中小企業5人以上 ○研究所等・物流施設、観光・レジャーに係る事業所 ・固定資産投資額 （新設の場合） 大企業2億円以上、中小企業1億円以上 （増設の場合） 大企業1億円以上、中小企業3千万円以上 ・新規常用雇用 （新設の場合） 大企業10人以上、中小企業5人以上 （増設の場合） 大企業5人以上、中小企業3人以上	
高梁市企業立地促進奨励金交付要綱	R2.12	次に該当する条件に合致していること。 （新設の場合） 土地取得後3年以内に建設に着手すること。ただし、市長が必要と認めるときは、建設着手期間を延長することができる。 既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取扱いとする。 （増設の場合） 既存の敷地内で増設する場合は、新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手すること。ただし、市長が必要と認めるときは、建設着手期間を延長することができる。 ＜公的団地用地＞ ○製造工場・製造業類似事業所、研究所等、物流施設 ・面積：1，000㎡以上 ＜民有地＞	奨励金（製造工場・製造業類似事業所・研究所等を建設する場合） ○設備奨励金 認定工場等の生産施設等の家屋及び償却資産に係る固定資産評価額の合計額（福利厚生施設に関するものを除く。）に次の割合を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合） 公的団地用地：100 分の 10 民有地：100 分の5 （増設の場合） 公的団地用地：100 分の5 民有地：100 分の 2.5 ○土地奨励金 認定工場等に係る土地の固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額（一

		○製造工場・製造業類似事業所 ・面積：3，000㎡以上 ・固定資産投資額 大企業2億円以上、中小企業1億円以上 ・新規常用雇用 大企業30人以上、中小企業10人以上 ○研究所等 ・面積：2，000㎡以上 ・固定資産投資額 大企業2億円以上、中小企業1億円以上 ・新規常用雇用 大企業10人以上、中小企業5人以上 ○物流施設 ・面積：1，000㎡以上	括分譲によるものに限る。）に次の割合を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合） 公的団地用地：100 分の 40 民有地：100 分の 20 （増設の場合） 公的団地用地：100 分の 20 民有地：100 分の 10 ○雇用促進奨励金 認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人当たり次の金額を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合）30万円 （増設の場合）15万円 ※限度額（設備・土地・雇用促進奨励金の合計金額） （新設の場合） 公的団地用地：3億円 民有地：1.5 億円 （増設の場合） 公的団地用地：1.5 億円 民有地：7,500 万円 奨励金（物流施設を建設する場合） ○設備奨励金 認定工場等の家屋及び償却資産に係る固定資産評価額の合計額（福利厚生施設に関するものを除く。）に次の割合を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合）100 分の 1 （増設の場合）100 分の 0.5

			○土地奨励金 認定工場等に係る土地の固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額（一括分譲によるものに限る。）に次の割合を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合）100 分の 1 （増設の場合）100 分の 0.5 ○雇用促進奨励金 認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人当たり次の金額を乗じて得た額 ・交付率 （新設の場合）15万円 （増設の場合）7.5 万円 ※限度額（設備・土地・雇用促進奨励金の合計金額） （新設の場合）3億円 （増設の場合）1.5 億円

33210

岡山県

新見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業　1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500 ○1億円超 ・製造業、旅館業　2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	不均一課税 （3年間課税免除、以降2年間1/2 免除）	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新見市工場誘致奨励条例	H17.3	①工場の新設又は増設をするもの ※「工場」とは、物品の製造、加工修理をするために直接又は間接に必要な施設、建物、償却資産並びに当該建物の敷地である土地をいう ②投下固定資産額の総額が500 万円以上で、常時使用する従業員の数が 10 人を超えるもの ※「投下固定資産額」とは、建物、その敷地及び償却資産で、固定資産税の課税標準価額 ※ただし、既存用地への新・増設は、その土地を除く	便宜供与 ○敷地の斡旋又は供与、若しくは造成 ○水道及び道路の新設又は改修 ○その他工場立地上必要とする事項
新見市企業立地促進奨励金交付要綱	H28.10　全部改正	次に掲げる要件に該当する製造工場、研究所、物流施設等を建設しようとする者であって、工場の建設が当該要件に該当することにつ	奨励金 ①設備補助 ○認定工場等に係る設備投資経費（家屋及び償却資産）に対する補助

		き、市長の認定をあらかじめ受けたもの ○新設の場合 ・用地取得から3年以内に建設に着手 ・総敷地面積が 2,000 ㎡以上(県営工業団地の場合、1,000 ㎡以上) ・新規常用雇用者が 5 人以上 ○増設の場合 ・公的団地の敷地内で新たに工場を建設(増設)する場合 ・増設分延床が 200 ㎡以上 ・新規常用雇用者が 5 人以上(5 人に満たない場合でも、生産性が10%以上向上する場合は対象)	○家屋の場合は固定資産評価額、償却資産の場合は取得額に下の補助率を乗じて得た額 ・県営工業団地 21/100 ・その他 20/100 ②土地補助 ○認定工場等に係る土地の取得又は賃借に対する補助 【取得の場合】 ○土地取得費(民有地の場合、固定資産評価額)に下の補助率を乗じて得た額 ・県営工業団地 77/100 ・その他 70/100 【賃借の場合】 ○賃借している土地の固定資産税額(都市計画税含む)相当額を3年間一括交付 ③雇用補助 ○新規常用雇用者の内、市内に住所を有する者1人当たり 50 万円を乗じて得た額 限度額(①、②、③の合算額) ○新設 5億円 ○増設 1億円
新見市空き工場等活用奨励金交付要綱	H20.7	次に掲げる要件のいずれにも該当する空き工場を活用した工場等を新設しようとする者であって、工場等の建設が当該要件に該当することにつき、市長の認定をあらかじめ受けたもの ・賃貸借契約期間 1年以上 ・賃貸借物件面積 500 ㎡以上 ・事業に必要な許可等を取得(操業までの見込み含む。)していること ・市内に工場等を有していないこと(市内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も当該工場等において継続して事業を営むこと	奨励金 設備補助 ①空き工場等の取得 ・空き工場等の取得に要する経費(土地・償却資産に係る費用を除く。)に対する補助 ・空き工場等に係る固定資産評価額と取得に要する経費のいずれか低い額に 4.5/100 を乗じて得た額 ②空き工場等の賃借 ・空き工場等の賃借に要する経費(土地・償却資産に係る費用を除く。)に対する補助 ・空き工場等に係る月額賃借料に1/3を乗じて得た額に12を乗じた額。ただし、月額賃借料の上限は、30万円とする ○限度額 200 万円 雇用補助 ○従業員のための福利厚生施設の整備に要した経費に対する補助 ○市内に住所を有する新規常用雇用者1人当たり 20

			万円を乗じて得た額 ○限度額　200 万円

33211
岡山県
備前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業　1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500 ○1億円超 ・製造業、旅館業　2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく 県基本計画で指定する促進区域 10,000(農林漁業関連の場合 5,000)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
備前市企業誘致奨励金交付要綱	H19.4 H25.7 H27.1 改正	(1)市営団地 ①一般製造工場 ○固定資産投資額5億円 （中小企業2億円）以上 ○市民雇用5人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない) ②物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場	(1)市営団地 (A)設備奨励金 ○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:14% 増設:11% ②物流施設 新設:9.5% 増設:8% ③特定業種 新設:20% 増設:14% ④その他業種 新設:3%

		○固定資産投資額3億円（中小企業1億円）以上 ○市民雇用3人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)	(B)土地奨励金 ○土地取得に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:8% 増設:7% ②物流施設 新設:6.5% 増設:6% ③特定業種 新設:10% 増設:8% ④その他業種 新設:1%
		③特定業種 新エネルギー関連（太陽光発電、リチウムイオン電池等）や次世代自動車関連（電気自動車等）、航空機関連（航空機主要部品等）、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業 ○固定資産投資額 新設2億円（増設1億円）以上 ○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手	(C)市民雇用奨励金 ○新規雇用1人あたり以下の金額を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:30 万円 増設:30 万円 ②物流施設 新設:30 万円 増設:30 万円 ③特定業種 新設:30 万円 増設:30 万円 ④その他業種 新設:20 万円
		④その他業種 市営団地に誘致し、市と立地協定を締結した企業 ○固定資産投資額2億円以上 ○市民雇用5人以上 ○土地取得（賃借）の日又は認定日から3年以内(増設の場合は除く。)に工場建設着手	(D)水道奨励金 年間水道使用料金の合計額に補助率 10%を乗じた額(年間 300 万円を限度とする。)
		(2)公的団地 ①一般製造工場 ○固定資産投資額5億円 （中小企業2億円）以上 ○市民雇用5人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)	(2)公的団地 (A)設備奨励金 ○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:9% 増設:6% ②物流施設

		②物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場 ○固定資産投資額3億円（中小企業1億円）以上 ○市民雇用3人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)	新設：4.5％ 増設：3％ ③特定業種 新設：15％ 増設：9％
		③特定業種 新エネルギー関連（太陽光発電、リチウムイオン電池等）や次世代自動車関連（電気自動車等）、航空機関連（航空機主要部品等）、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業 ○固定資産投資額 新設2億円（増設1億円）以上 ○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手	(B)土地奨励金 ○土地取得に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設：3％ 増設：2％ ②物流施設 新設：1.5％ 増設：1％ ③特定業種 新設：5％ 増設：3％
			(C)市民雇用奨励金 ○新規雇用1人あたり以下の金額を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設：30 万円 増設：30 万円 ②物流施設 新設：30 万円 増設：30 万円 ③特定業種 新設：30 万円 増設：20 万円
			○設備奨励金と土地奨励金と市民雇用奨励金と水道奨励金を合計した限度額 ①一般製造工場 新設：3億円 増設：2億円 ②物流施設 新設：2億円 増設：1億円 ③特定業種 新設：3億円 増設：3億円

			※5か年での分割交付
		(3)民有地 ①一般製造工場 ○固定資産投資額5億円 （中小企業2億円）以上 ○市民雇用5人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)	(3)民有地 (A)設備奨励金 ○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:6% 増設:4% ②物流施設 新設:3% 増設:2% ③特定業種 新設:15% 増設:9%
		②物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場 ○固定資産投資額3億円（中小企業1億円）以上 ○市民雇用3人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)	(B)土地奨励金 ○土地取得に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:3% 増設:1.3% ②物流施設 新設:1% 増設:0.6% ③特定業種 新設:5% 増設:3%
		③特定業種 新エネルギー関連（太陽光発電、リチウムイオン電池等）や次世代自動車関連（電気自動車等）、航空機関連（航空機主要部品等）、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業 ○固定資産投資額 新設2億円（増設1億円）以上 ○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手	(C)市民雇用奨励金 ○新規雇用１人あたり以下の金額を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:20 万円 増設:20 万円 ②物流施設 新設:20 万円 増設:20 万円 ③特定業種 新設:30 万円 増設:20 万円
			○設備奨励金と土地奨励金と市民雇用奨励金と水道奨励金を合計した限度額

			①一般製造工場 新設:2億円 増設:1億円 ②物流施設 新設:1億円 増設:0.5 億円 ③特定業種 新設:3億円 増設:3億円 ※5か年での分割交付

33212

岡山県

瀬戸内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
瀬戸内市企業立地促進奨励金交付要綱	H18.6	1. 公的団地用地への立地 ①面積 1,000 ㎡以上 ②建設に着手する時期 ・新設 用地取得後3年以内 ・増設 新設に係る用地取得後 10 年以内。隣接地を取得する場合は、その用地取得後3年以内。 2. 民有地への立地 ①面積 ・一般製造工場 中山間地域 3,000 ㎡以上 中山間地域外 5,000 ㎡以上 ・研究所等 2,000 ㎡以上 ②建設に着手する時期 ・新設 用地取得後3年以内 ・増設 新設に係る用地取得後 10 年以内。 ③固定資産投資額	1. 設備奨励金 ①使途 工場等の取得設備 ②奨励金対象経費 認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ③奨励金の額 家屋に係る固定資産評価額に以下の率を乗じて得た額 ・新設 4.5/100 ・増設 2.25/100 2. 土地奨励金 ①使途 土地の取得 ②奨励金対象経費 認定工場等に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る) ③奨励金の額 土地に係る固定資産評価額に以下の

		・一般製造工場 中山間地域　2億円以上 （中小企業　1億円以上） 中山間地域外　5億円以上 （中小企業　2億円以上） ・研究所等　2億円以上 （中小企業　1億円以上） ④新規雇用 ・一般製造工場　30 人以上 （中小企業　10 人以上） ・研究所等　10 人以上 （中小企業　5人以上）	率を乗じて得た額 ・新設　1.5/100 ・増設　0.75/100 3. 雇用奨励金 ①使途　雇用の促進 ②奨励金対象経費 認定工場等の操業開始に伴う新規雇用に要する経費 ③奨励金の額 新規常用雇用者（市内在住に限る）1人あたり以下の額を乗じて得た額 ・新設　300,000 円 ・増設　150,000 円 4. 奨励金の限度額 ・新設 中山間地域　2.5 億円 中山間地域外　1.5 億円 ・増設 中山間地域　1.25 億円 中山間地域外　0.75 億円
瀬戸内市企業立地促進補助金交付要綱	R3.4	市内の民有地に新たに事業所の建設をしようとする者で、次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 市内に既設事業所が存在しないこと。 (2) 土地を取得又は貸借した日から 3 年以内に建設に着手すること。 (3) 総敷地面積が1,000 ㎡以上であること。 (4) 事業所の建設に伴う固定資産投資額の合計が 1 億円以上であること。 (5) 岡山県大型投資・拠点化促進補助金、新岡山県企業立地促進補助金及び瀬戸内市企業立地促進奨励金の交付要件を満たさないこと。	次に掲げる(1)～(3)を合計した額（上限 1 億 5,000 万円）。 (1)土地　取得した土地の固定資産税評価額の 0.75/100 (2)建物　建物の固定資産税評価額の 2.25/100 (3)機械設備　機械設備の取得費の 2.25/100
瀬戸内市再投資促進補助金交付要綱	R3.4	次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 市内事業所での操業を開始してから10年以上経過しているもの。 (2) 再投資に伴う固定資産取得額の合計が 1 億円以上であること。 (3) 再投資の内容が土地の取得のみではないこと。	補助金の額は、再投資に伴う固定資産取得額に 1/100 を乗じた額（上限 5,000 万円）。

		(4) 岡山県再投資サポート補助金の交付要件を満たさないこと。 (5) 過去 5 年以内に補助金の認定を受けていないこと。	

33213
岡山県
赤磐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域　500 (資本金額 5,000 万円超 1 億円以下の製造業・旅館業の場合 1,000) (資本金額 1 億円超の製造業・旅館業の場合 2,000)	―	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
赤磐市企業立地促進奨励金交付規則	H19.10	1.製造工場 ①建設に着手する時期 1)新設 土地取得後3年以内に建設に着手(ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた扱いとする。) 2)増設 新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手 ②公的団地用地 面積 1,000 ㎡以上 ③民有地 面積 ・中山間地域 3,000 ㎡以上 ・その他地域 5,000 ㎡以上 固定資産投資額 ・中山間地域 大企業2億円以上、中小企業1億円以上 ・その他地域 大企業5億円以上、中小企業2億円以上 新規常用雇用 大企業 30 人以上、中小	【設備奨励金】 ①使途 工場等の取得整備 ②対象経費 認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ③奨励金額 家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額 ④割合 1)新設 ・公的団地用地 4.5/100 ・民有地 2.25/100 2)増設 ・公的団地用地 2.25/100 ・民有地 1.125/100 【土地奨励金】 ①使途 土地の取得 ②対象経費 認定工場等に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る) ③奨励金額 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額に下欄の補助率を乗じて得た額 ④割合

		企業 10 人以上 2.研究所等 ①建設に着手する時期 1)新設 土地取得後3年以内に建設に着手(ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた扱いとする。) 2)増設 新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手 ②公的団地用地 面積 1,000 ㎡以上 ③民有地 面積 2,000 ㎡以上 固定資産投資額 大企業2億円 以上、中小企業1億円以上 新規常用雇用 大企業 10 人以上、中小企業5人以上	1)新設 ・公的団地用地 1.5/100×対象面積/総面積 ・民有地 0.75/100×対象面積/総面積 2)増設 ・公的団地用地 0.75/100×対象面積/総面積 ・民有地 0.375/100×対象面積/総面積 ※1 対象面積とは、工場等の建築面積とする。ただし、当該工場等内における生産、作業工程と密接不可分な生産、作業工程を組成する土地があるときは、当該生産、作業工程に要する部分の面積を加えた面積とする。 ※2 総面積とは、認定工場等の所在する土地の面積(複数の土地にまたがる場合には、これらの面積を合計した面積)とする。 【雇用促進奨励金】 ①使途 雇用の促進 ②対象経費 認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用に要する経費 ③奨励金額 新規常用雇用者のうち、赤磐市内に住所を有する者1人あたり下欄の金額を乗じた額 ④割合 1)新設 ・公的団地用地 30 万円 ・民有地 15 万円 2)増設 ・公的団地用地 30 万円 ・民有地 15 万円 ※限度額(設備奨励金、土地奨励金、雇用促進奨励金を合計した額) 1)新設 ・公的団地用地 中山間地域 2.5 億円 その他地域 1.5 億円 ・民有地 中山間地域 1.25 億円 その他地域 7,500 万円 2)増設 ・公的団地用地 中山間地域 1.25 億円

			その他地域　7,500 万円 ・民有地 中山間地域　6,250 万円 その他地域　3,750 万円
赤磐市物流施設誘致促進奨励金交付規則	H19.10	①建設に着手する時期 1)新設 土地(公的団地用地に限る。ただし、あかいわ山陽総合流通センターの区域内において企業が取得(賃借を含む。)した土地は、公的団地用地とみなす。) 取得後3年以内に建設に着手 2)増設 新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手 ②面積　1,000 ㎡以上	【設備奨励金】 ①使途　物流施設の取得整備 ②対象経費　認定物流施設に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ③奨励金額　家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額に下欄の補助率を乗じて得た額 ④割合 1)新設　2.25/100 2)増設　1.125/100
			【土地奨励金】 ①使途　土地の取得 ②対象経費　認定物流施設に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る。) ③奨励金額　土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額に下欄の補助率を乗じて得た額 ④割合 1)新設　1.5/100×対象面積/総面積 2)増設　0.75/100×対象面積/総面積 ※1　対象面積とは、物流施設の建築面積とする。ただし、当該物流施設内における作業工程と密接不可分な作業工程を組成する土地があるときは、当該作業工程に要する部分の面積を加えた面積とする。 ※2　総面積とは、認定物流施設の所在する土地の面積(複数の土地にまたがる場合には、これらの面積を合計した面積)とする。
			【雇用促進奨励金】 ①使途　雇用の促進 ②対象経費　認定物流施設の操業開始に伴う新規常用雇用に要する経費 ③奨励金額　新規常用雇用者のうち、赤磐市内に住所を有する者1人あたり下欄の金額を乗じた額 ④割合 1)新設　30 万円 2)増設　30 万円

			※限度額(設備奨励金、土地奨励金、雇用促進奨励金を合計した額) 1)新設　1.5 億円 2)増設　7,500 万円
赤磐市企業誘致奨励金交付規則	H20.4	1.奨励金交付対象者の要件 奨励金交付の対象となる者は、市内に工場等を建設しようとする者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)工場等の敷地面積(増設の場合は、増設前の工場等の敷地面積)が、10,000㎡以上(あかいわ山陽総合流通センター内に建設する場合は、5,000 ㎡以上)であること。 (2)投下固定資産総額が、次に掲げる額以上であること。 ①工場等(②及び③に掲げるものを除く。) 1)新設の場合　5億円 2)増設の場合　2億円 ②物流施設及び研究所等(③に掲げるものを除く。) 1)新設の場合　2億円 2)増設の場合　1億円 ③あかいわ山陽総合流通センター内に建設するもの 1)新設の場合　1億円 2)増設の場合　5,000 万円 2. 他制度との併用 赤磐市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例(令和 3 年赤磐市条例第 16 号)及び赤磐市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例(平成 20 年赤磐市条例第 29 号)の規定による課税免除(以下「税特例」という。)の適用期間は奨励金を交付しないものとし、税特例の適用期間終了後 2 年度間を当該奨励金の交付期間とする	【企業誘致奨励金】 ①奨励金額　土地(土地取得後 3 年以内に建設に着手した土地に限る。)・建物・償却資産に係る各年度の事業用固定資産に、新たに課せられた固定資産税に相当する額以内で以下の式によって算出した額を 5 年間交付 { 家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額＋(土地に係る固定資産税の課税標準額×対象面積/総面積) }×1.4/100 ②限度額 1)新設　各年度 1 億円 2)増設　各年度 5,000 万円 ③その他　奨励金の交付は、令和 9 年 3 月 31 日までに認定申請があった場合に限り有効となります。

赤磐市宿泊施設誘致奨励金交付規則	R6.4.1	1.奨励金交付対象者の要件 市内の土地を取得又は賃借し、10室以上の宿泊施設をした者で、交通安全、公害発生の防止等に必要な措置を講じており、かつ、事業内容が本市の経済、産業、観光の振興に寄与すると市長が認めるものであること。 2. 他制度との併用 赤磐市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例(令和 3 年赤磐市条例第 16 号)及び赤磐市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例(平成20年赤磐市条例第29 号)の規定による課税免除(以下「税特例」という。)の適用期間は奨励金を交付しないものとし、税特例の適用期間終了後2年度間を当該奨励金の交付期間とする。	【赤磐市宿泊施設誘致奨励金】 ①奨励金額　土地(土地取得後 3 年以内に建設に着手した土地に限る。)・建物・償却資産に係る各年度の事業用固定資産に、新たに課せられた固定資産税に相当する額以内で以下の式によって算出した額を5年間交付 { 家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額＋(土地に係る固定資産税の課税標準額×対象面積/総面積) }×1.4/100 ②限度額　各年度1億円

33214

岡山県

真庭市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈真庭市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例〉 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業　1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500 ○1億円超 ・製造業、旅館業　2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間
〈真庭市地域活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例〉 企業が市内の地方活力向上地域(移転型事業区域、拡充型事業区域)に「特定業務施設(本社機能)」を移転・拡充する場合 ※特定業務施設:事務所(調査・企画部門／情報処理部門／管理業務部門等)、研究所、研修所 【移転型】 ・東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し「特定業務施設」を整備する事業 【拡充型】 ・地方にある本社機能を拡充し「特定業務施設」を整備する事業		不均一課税(減免) 【移転型】(減税率) 1年目:4／4 2年目:3／4 3年目:2／4 【拡充型】(減税率) 1年目:3／3 2年目:2／3 3年目:1／3	固定資産税	3年間
〈真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例〉 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）第４条第２項第１号に規定する促進区域内において、同条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和 10 年３月 31 日までに、法第 13 条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画		課税免除	固定資産税	3年間

に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第２条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者(法第 13 条第１項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。)に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事業所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
真庭市企業立地雇用促進奨励金交付規程	H19.10	○公的団地用地に工場等を建設する場合 ア 総敷地面積が 1,000 ㎡以上 イ 新規常用雇用者が5人以上 （工場増設の場合3人以上） ○民有地に工場等を建設する場合 ア 総敷地面積が 1,000 ㎡以上 イ 新規常用雇用者が5人以上 （工場増設の場合3人以上）	①工場等建設促進奨励金 ○土地(工場等の用に供する土地部分に限る)に係る固定資産税評価額か取得額の低い方に次の割合を乗じた額 公的団地用地 ・用地取得日から3年以内に着工　60/100 ・用地取得日から3年超 10 年以内に着工　30/100 民有地 ・用地取得日から3年以内に着工　10/100 ・用地取得日から3年超 10 年以内に着工　5/100 ○家屋(工場等の用に供する建物部分に限る)に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額に次の割合を乗じた額 ・用地取得日から3年以内に着工　10/100 ・用地取得日から3年超 10 年以内に着工　5/100 ※民有地も同率
			②雇用促進奨励金 ○工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人当たり次の金額を乗じた額 ・15 人目まで　20 万円 ・16 人目から　25 万円 ・真庭市民雇用の場合、1人当たり 10 万円を加算 ※民有地も同額
			①②合算上限額　公的団地2億円

			民有地　1億円 ※1,000 円未満の端数は切り捨て
真庭産業団地分譲促進補助金交付規程	H20.7	○真庭産業団地に係る土地売買契約を締結し、土地の取得日から起算して 10 年以内に工場等の建設に着手すること ○工場等の操業に伴う新規常用雇用者が5人以上	補助金 ○用地取得日から3年以内に着工 ・交付対象経費（土地の価額の総額）の 60/100 ○用地取得日から3年超 10 年以内に着工 ・交付対象経費（土地の価額の総額）の 30/100 ※10 万円未満の端数は切り捨て

33215

岡山県

美作市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
美作市企業立地促進固定資産税相当額補助金交付要綱	R6.4	①製造工場、研究所等、物流施設及び製造業類似事業所であること ②新たに建設する工場等の建築面積が 500 ㎡以上であること。ただし、増設する場合は、増設前面積の 20%以上を増設し、かつ、増設後の建築物の総面積が 500 ㎡以上であること ③当該工場等の業務を開始した日から1年を経過した日において、常時就業している従業員の数が新設の場合 10 人以上、増設の場合従前の従業員数の 20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が10 人以上となること、又は新たな固定資産投資額が2億円(中小企業1億円)以上の工場等を新設若しくは増設した場合 ④用地を新たに取得した場合、取得の日の翌日から起算して、3年以内に工場等の建設に着手していること。ただし、既存の工場等に隣接する用地を取得し、新たに工場等を建設する	○補助金の額 工場等施設及び土地に対する固定資産納税額 100/100 (ただし、新設又は増設のために取得した固定資産に限る。) ○交付期間 業務開始後、投下固定資産のすべてに固定資産税が課されることとなった年度から3年間

		場合は、用地取得後 10 年以内に建設に着手していること	
美作市企業立地促進奨励金交付要綱	H19.10 H26.4 一部改正 H26.10 一部改正 R2.8 一部改正 R6.4 一部改正	①公的団地 製造工場、物流施設、研究所等及び製造業類似事業所を建設する場合は総敷地面積が 1,000 ㎡以上 ②民有地 製造工場、研究所等及び製造業類似事業所を建設する場合 ア 総敷地面積が製造工場 3,000 ㎡以上、研究所等 2,000 ㎡以上 イ 新規雇用者が製造工場 30 人（中小企業 10 人）以上、研究所等 10 人（中小企業5人）以上 ウ 固定資産投資額が2億円（中小企業1億円）以上	◆工場等建設促進奨励金 建設施設及び設備投資に対する補助 ○公的団地 新設 （家屋固定資産評価額＋償却資産取得額）×3％ ※用地取得から3年以内に着工 ○民有地 新設 （家屋固定資産評価額＋償却資産取得額）×1.5％ ※用地取得から3年以内に着工又は隣接地取得から 10 年以内に着工 ○公的団地 増設 （家屋固定資産評価額＋償却資産取得額）×1.5％ ※既存施設内で、新設に係る土地取得後 10 年以内に着工 ○民有地 増設 （家屋固定資産評価額＋償却資産取得額）×0.75％ ※既存施設内で、新設に係る土地取得後 10 年以内に着工
			◆雇用促進奨励金 操業開始に伴う新規雇用者数に対する補助 ○公的団地 1人当たり 100,000 円×人数 ○民有地 1人当たり 50,000 円×人数
			◆限度額 ○公的団地 2億円（増設は1億円） ○民有地 1億円（増設は5千万円）

美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金交付要綱	H27.3 H28.10 一部改正 H29.6 一部改正 R2．5 一部改正 R3．4 一部改正 R3．7 一部改正 R3．9 一部改正 R4．4 一部改正 R7.4 一部改正	○対象事業所 ・市内に住所を有する事業所であること。 ・雇用保険適用事業所であること。 ・対象技能実習生等を雇用する事業所であること。	○奨励金の金額 対象技能実習生等 1 人につき 2 万円を対象事業所へ交付
美作市外国人材電動アシスト付自転車購入補助金交付規則	R4.4 R4.11 一部改正 R7.4 一部改正	○交付対象事業所 ・対象外国人材の通勤用及び買い物用の電動アシスト付自転車を市内の店舗で購入する市内事業者 ○対象外国人材 ・市内に住所を有し、居住地から通勤距離、又は、日常生活買い物用店舗までの距離が3㎞以上の者	○補助金の額 1 台当たり6万円を対象事業者へ交付 （購入費の 2 分の 1 以内） 【詳細は市 HP を確認】 https://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/sangyo/shoko/shoko_seisaku/shinsei/7867.html

33216
岡山県
浅口市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域　　—	—	課税免除	固定資産税	3年間
未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浅口市企業育成振興条例	H18.3	①新たに建設する生産施設面積が 500 ㎡以上であること ただし、増設の場合には、従前の面積の20%以上を増設し、かつ増設後の面積が 500 ㎡以上であること ②操業を開始した日から1年を経過した日において、6か月以上就業している従業員数が、新設の場合 10 人以上、増設の場合は従前の従業員の 20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が 15 名以上となること ③1の施設(1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(H20.3.25 以後に取得した土地であっ て、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が、地域経	奨励金 ○固定資産税の納税義務発生初年度から5ヶ年度 ○固定資産税相当額の 初年度 100/100 2年度 100/100 3年度 100/100 4年度 50/100 5年度 50/100

		済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第26条に規定する総務省令で定める施設の取得価額の合計額以下であること	
浅口市企業立地促進奨励金交付要綱	H19.10 R6.1 一部改正	1. 公的団地用地への立地 ①建設等の時期 ・新設　土地取得後 3 年以内 ・増設　新設に係る土地取得後 10 年以内 ・既存建物の取得　土地及び建物取得後 1 年以内に操業を開始又は当該建物の改修に着手 ②面積　1,000 ㎡以上 2. 民有地への立地 ①建設等の時期 ・新設　土地取得後3年以内 ・増設　新設に係る土地取得後 10 年以内 ・既存建物の取得　土地及び建物取得後 1 年以内に操業を開始又は当該建物の改修に着手 ②面積 ・製造工場　3,000 ㎡以上 ・研究所等　2,000 ㎡以上 ③固定資産投資額 ・製造工場　大企業　2 億円以上 中小企業　1 億円以上 ・研究所等　大企業　2 億円以上 中小企業　1 億円以上 ④新規常用雇用 ・製造工場　大企業　20 人以上 中小企業　10 人以上 ・研究所等　大企業　10 人以上 中小企業　5 人以上	設備奨励金 ○新設の場合 固定資産評価額(家屋)×2.5% 固定資産評価額(償却資産の取得額)×2.5% ○増設の場合 固定資産評価額(家屋)×1.25% 固定資産評価額(償却資産の取得額)×1.25% ○既存建物の取得の場合 固定資産評価額(償却資産の取得額)×2.5% 土地奨励金 ○新設の場合 固定資産評価額(土地)×1% ○増設の場合 固定資産評価額(土地)×0.5% ○既存建物の取得の場合 固定資産評価額(土地)×1% ○限度額 新設の場合　1.5 億円 増設の場合　7,500 万円 既存建物の取得の場合　1.5 億円

33346

岡山県

和気町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業　1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500 ○1億円超 ・製造業、旅館業　2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	制定年月	対象者の要件	内　　容
和気町企業立地促進奨励金	H25.4.1	【新設の場合の主な要件】 ・建設着手時期 土地取得後5年以内に建設に着手 ・面積 2,000～3,000 ㎡ ※水道料金助成金は 30,000 ㎡以上 ・固定資産投資額 大企業　2～5 億円以上 中小企業　1～2 億円以上 ※水道料金助成金は 20 億円以上 ・新規常用雇用 大企業　20 人以上 中小企業　5 人以上 ※水道料金助成金は 20 人以上	●事業所等設置奨励金 ・公的団地用地 土地固定資産評価額×3%(一括分譲によるものに限る)＋建物固定資産評価額×9% ・民有地 土地固定資産評価額×1.5%(一括分譲によるものに限る)＋建物固定資産評価額×4.5% ・限度額 公的団地用地　1億円 民有地　5,000 万円 (増設の場合は全て 1/2) ●雇用奨励金 新規常用雇用者数×10 万円

			5年間 ※上限あり ●水道料金助成金 水道使用料金×1／2 15年間 ※上限あり

33423

岡山県

早島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
早島町企業立地雇用促進交付金交付要綱	H29.4	○早島町内に工場等を新設又は増設する場合であって、新設する工場等の建築面積が500 ㎡以上(増設の場合は、従前の建築面積の20%以上を増設し、増設後の建築面積が500㎡以上)となり、かつ新規常用雇用者が5名以上となること	○企業立地雇用促進交付金 ・早島町内に住所を有する等の新規常用雇用者であり、交付申請時点で1年以上継続して雇用されている者1人につき 20 万円。(限度額 100 万円)

33445
岡山県
里庄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税	3年間
〈地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例〉 企業が地方活力向上地域に「特定業務施設(本社機能)」を移転・拡充する場合 【移転型】 東京 23 区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し「特定業務施設」を整備する事業 【拡充型】 地方にある本社機能を拡充し「特定業務施設」を整備する事業		不均一課税 【移転型】 1年目:0 2年目:0.35% 3年目:0.7% 【拡充型】 1年目:0 2年目:0.467% 3年目:0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
里庄町企業育成振興条例	H26.3	①新たに建設する生産施設面積が 500 ㎡以上であること ただし、増設の場合には、従前の面積の20%以上を増設し、かつ増設後の面積が500 ㎡以上であること ②操業を開始した日から1年を経過した日において、6か月以上就業している従業員数が、新設の場合 10 人以上、増設の場合は従前の従業員の 20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が15名以上となること ③一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にある	奨励金 ○固定資産税の納税義務発生初年度から5ヶ年度 ○固定資産税相当額の 初年度　100/100 2年度　100/100 3年度　100/100 4年度　50/100 5年度　50/100

		ものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該施設の敷地である土地（平成 26 年1月1日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該施設の建設の着手があった場合に限る。）の取得価額の合計額が、2億円（農林漁業関連業種に係るものにあっては、5千万円）以下であること。	
里庄町企業立地促進奨励金交付要綱	H27.10	1　製造工場又は研究所等の建設のため、新たに町内の土地を取得し、工場等を建設する場合。製造工場は 3,000 ㎡以上、研究所等は 2,000 ㎡以上を新たに取得し、3年以内に建設に着手したもの（増設の場合は、新規取得から 10 年以内に着手）であること。 2－（1）　製造工場の場合、新規常用雇用者が大企業は 30 人以上（中小企業は 10 人以上）で、かつ、固定資産投資額が大企業は2億円（中小企業は1億円）以上であること。 2－（2）　研究所等の場合、新規常用雇用者が大企業は10人以上（中小企業は5人以上で、かつ、固定資産投資額が大企業は2億円（中小企業1億円）以上であること。 ＊1及び2の両方の条件を満たす必要がある。	企業立地促進奨励金 1　設備奨励金 （新規） 家屋固定資産評価額×4.5/100 （増設） 家屋固定資産評価額× 2.25/100 2　土地奨励金 （新規） 土地固定資産評価額×1.5/100 （増設） 土地固定資産評価額 ×0.75/100 3　雇用促進奨励金 （新規・増設） 新規常用雇用者（1人あたり）×15 万円 4　限度額（新設）2.5 億円 （増設）1.25 億円

33461
岡山県
矢掛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域　　500	―	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税（土地、家屋）	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
矢掛町企業立地促進条例	S61.9	①新たに建設する建築面積が 500 ㎡(※事業所にあっては 300 ㎡)以上であること ・ただし、増設の場合には、従前の面積の 20%以上を増設し、かつ増設後の面積が 500 ㎡以上であること ②操業を開始した日から1年を経過した日において、常時就業している従業員の数が、新設の場合 10 人以上、増設の場合は、増設によって従業員数が 10 人以上となること ・または、新たな固定資産投資額が1億円以上の工場等を新設もしくは増設した場合 ※岡山県企業立地促進等補助金の交付を受ける場合は、その金額を減ずるものとする	工場設置奨励金 ○対象者　工場の新設又は増設をした者 ○奨励金の額　新たに工場施設、土地に対し課される固定資産税相当額 ○交付期間　業務開始後(増設の場合は増設を完了した後)、新たに固定資産税を課される年度から3年間 事業所設置奨励金 ○対象者　事業所の新設又は増設をした者 ○奨励金の額　交付期間は工場設置奨励金と同じ 物流施設設置助成金 ○対象者　物流施設の新設又は増設をした者 ○奨励金の額　新たに物流施設、土地に対し課される固定資産税相当額 ○交付期間　業務開始後(増設の場合は増設を完了した後)、新たに固定資産税を課される年度から3年間 雇用奨励金 ○対象者　工場の業務開始に伴い常時使用する従業員を新たに雇用したもの ○奨励金の額 ・町内在住者　5万円／人 ・町外在住者　1万円／人 水道助成金 ○対象者　工場の新設又は増設に伴い町の上水道の給水を受けた者(住宅部分を除く) ○奨励金の額

		・この場合において、奨励金の額が補助金の20/80 を下回る場合は補助金の 20/80 に相当する額を奨励金の額とする ※事業所 ・サービスの提供が継続して行われている事業所で、総務省が規定する日本標準産業分類表のうち、情報通信業及び金融保険業の項目に掲げる事業所をいう	・新設　水道料金の 1/2 相当額 ・増設　過去1年間の水道使用料を超えた部分の 1/2 相当額 ○交付期間　業務開始後（増設の場合は増設を完了した後）3年間を限度とする ○限度額　50 万円／年
			周辺整備促進助成金 ○対象者　工場の新設又は増設に伴い工場周辺（敷地外）の公共施設等を整備した者 ○公共施設等とは、当該工場敷地外の道路（橋梁及び側溝を含む）、用・排水路、河川、上水道 ○奨励金の額　整備に要する費用の 1/2 に相当する額 ○限度額　1,000 万円
			土地提供助成金 ○対象者　工場設置奨励金の対象となる工場用地又は物流施設設置助成金の対象となる物流施設用地として自己の所有する土地を提供した者若しくはその者に関係機関の承認を得て代替地として土地を譲渡した者又は矢掛町及び矢掛町土地開発公社が工場用地又は物流施設用地として先行取得する土地を譲渡した者 ○奨励金の額　譲渡所得に対して課される所得税額及び町県民税所得割相当額 ○限度額　100 万円

33586

岡山県

新庄村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
指定工場　1,000 (新庄村工場誘致奨励条例)	5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
新庄村工場誘致奨励条例	S60.2	①投下固定資産額 1,000 万円以上 ②新規常用雇用者数 5人以上 ③村の産業振興上適当と認めたもの	補助金 (新増設) ①固定資産税の免除 新増設部分に係る固定資産税について、最初に課すべき年度から3ヶ年を限度として課税免除 ②①に属する年度の翌年度以降5ヶ年間の固定資産税について、課税額の 1/4 以内に相当する額を交付 (空き工場利用) 機械装置、工具等の取得費の約 1/3 以内(上限 2,000 万円)を交付
		上記の要件に加え、新増設に係る建物面積が 200 ㎡以上の場合	補助金 ○新増設に係る建築費及び機械装置、工具等の取得について、下記①、②により算出した額の合計額を交付 ①建築費に係る補助金 建築費の 1/2 以内で、建物面積1㎡当たり 20,000 円以内(上限 2,000 万円) ②機械装置、工具等の取得費に係る補助金 取得費又は①の補助金の 1/2 の金額のいずれか低い額

33606

岡山県

鏡野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
鏡野町企業誘致奨励条例		①新設企業 減価償却資産額 3,000 万円以上 新規常用雇用 10 人以上(半数は町内から) ②増設企業 減価償却資産額 3,000 万円以上 新規常用雇用 2割以上増加	奨励金 ○奨励金の額 投資部分についての固定資産税相当額以内 ○事業開始後(増設の場合は増設を完了した後)3年間を限度
鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H19.4	○公的団地用地に工場等を建設する場合 総敷地面積 1,000 ㎡以上 ○民有地に工場等を建設する場合 総敷地面積 2,000 ㎡以上 操業に伴う新規雇用者は30人(中小企業5人)以上	工場等建設促進奨励金 ○家屋(工場等の用に供する建物部分に限る)に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ以下の割合を乗じて得た額 公的団地用地 ・3年以内に着工　3% (津山産業・流通センターの場合　8%) ・3年超～10 年以内に着工 1.5% (津山産業・流通センターの場合

			4%） ・10 年超で着工　　対象外 民有地 ・3年以内に着工　　1.5% ・3 年超～10 年以内に着工　0.75% ・10 年超で着工　　対象外
			雇用促進奨励金 ○新規雇用者等1人当たり 公的団地用地 ・30 人　　20 万円 ・31～100 人　　25 万円 ・101 人以上　　30 万円 民有地 ・30 人　　10 万円 ・31～100 人　　12.5 万円 ・101 人以上　　15 万円
			○限度額 公的団地用地　　2億円 民有地　　1億円

33622

岡山県

勝央町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税（土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
勝央町企業立地雇用促進奨励金	H19.10 H26.2 改正 H30.12 改正	○面積要件 ・公的団地用地　1,000 ㎡以上 ・民有地 先端技術工場・研究所等 2,000 ㎡以上 一般製造工場・物流施設 3,000 ㎡以上 ○投下固定資産額 ・民有地　中小企業1億円以上 大企業2億円以上 ※土地取得後3年以内に建設に着手するものに限る ※増設の場合は 10 年以内	奨励金 ○工場等建設促進奨励金 工場建設固定資産評価額と償却資産取得額に下記の割合を乗じた額 ・公的団地用地　3/100 ・民有地　3/100 ※増設の場合は上記それぞれの 1/2 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者1人当たり ・公的団地用地 町内者　25 万円 県内　20 万円 ・民有地 町内者　25 万円 県内　20 万円 ○限度額 ・公的団地用地　2億円 ・民有地　1億円 ※増設の場合は上記それぞれの 1/2

33623

岡山県

奈義町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
奈義町企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H23.4	○公的団地　製造工場、物流施設、研究所の立地 土地取得面積 1,000 ㎡以上	○公的団地 ①工場等建設促進奨励金 家屋固定資産評価額×10% 償却資産取得額×10% (用地取得日から3年以内に着工) ②土地助成金 土地取得額×20% ③土地特別助成金 土地取得額×68.5% ※②＋③＝土地取得額の最大 88.5%を助成(要件の詳細は、奈義町に問い合わせること ④雇用促進奨励金 ・30 人まで:20 万円／人 ・31 人から 100 人まで:25 万円／人 ・101 人以上:30 万円／人
			○公的団地 限度額 3億円 (上記①～④を合計した額)

33643

岡山県

西粟倉村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
西粟倉村企業誘致条例	S46.3	①新設企業 投下固定資産額 500 万円以上 ②増設企業 投下固定資産額 500 万円以上 新規常用雇用者数 従前に比べ3割以上増加すること	奨励金 ○奨励金の額 投資部分についての固定資産税相当額以内 ○交付期間 事業開始後(増設の場合は増設を完了した後)3年間を限度

33663

岡山県

久米南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
久米南町企業立地促進奨励金交付規則	H6.12	1.先端技術工場 ①公的団地用地 ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取得した日から 10 年以内に建設に着手すること イ 総敷地面積 1,000 ㎡以上 ②民有地 ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取得した日から 10 年以内に建設に着手すること イ 総敷地面積 2,000 ㎡以上 ウ 工場の建設に伴う固定資産投資額が5億円(中小企業2億円)以上かつ工場の操業に伴う新規常用雇用者が 30 人(中小企業 10 人)以上 2.一般製造工場	企業立地促進奨励金 【土地補助金】 認定工場等に係る土地取得に要する経費(一括分譲に限る) ○固定資産評価額×下記補助率 公的団地用地 新設 3% 増設 1.5% 民有地 新設 1.5% 増設 0.75% 【設備補助金】 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ○家屋に係る固定資産評価額 ×下記補助率 公的団地用地 新設 9% 増設 4.5% 民有地 新設 4.5% 増設 2.25%

		①公的団地用地 先端技術工場と同じ ②民有地 ア　新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取	※限度額 公的団地用地 新設　中山間地域　　5億円 その他地域　　3億円増設 中山間地域　2.5 億円 その他地域　1.5 億円 民有地 新設　中山間地域　2.5 億円
		得した日から 10 年以内に建設に着手すること イ　総敷地面積が中山間地域で 3,000 ㎡以上、その他地域は 5,000 ㎡以上 ウ　工場の建設に伴う固定資産投資額が中山間地域で2億円（中小企業1億円）以上、その他の地域は5億円（中小企業2億円）以上かつ工場の操業に伴う新規常用雇用者が 30 人（中小企業 10 人）以上 3.研究所等 ①公的団地用地 ア　新設をする場合にあっては用地を取得した日から3年以内に、増設する場合にあっては当該研究所等の新設するために用地を取得した日から 10 年以内に建設に着手すること。 イ　先端技術工場と同じ ②民有地 ア　新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該研究所等の新設をするために用地を取得した日から 10 年以内に建設に着手すること イ　総敷地面積が 2,000 ㎡以上 ウ　研究所等の建設に伴う固定資産投資額が2億円（中小企業1億円）以上かつ研究所等の業務に伴う新規常用雇用者が 10 人（中小企業5人）以上	その他地域　1.5 億円 増設　中山間地域 1.25 億円 その他地域 0.75 億円 （土地補助金及び建物補助金とも同様）
久米南町物流施設誘致促進奨励金交付規則	H19.9	○町内の公的団地用地に物流施設の建設をしようとするものであって、下記の交付要件を満たすもの 【新設の場合】 土地取得後3年以内に建設に着手すること 【増設の場合】 ①既存の敷地内で増設する場合	物流施設誘致促進奨励金 【土地奨励金】 認定物流施設に係る土地取得に要する経費（一括分譲に限る） ○固定資産評価額×下記奨励率 新設　3%、増設　1.5% 【設備奨励金】

		新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手すること ②既存の工場等の隣接地（公的団地用地に限る）を取得し、工場等を増設する場合 隣接地（公的団地用地に限る）取得後3年以内に建設に着手すること 【土地取得面積】 1,000 ㎡以上 【物流施設】 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くもの	認定物流施設に係る設備投資（家屋及び償却資産）に要する経費 〇家屋に係る固定資産評価額 ×下記奨励率 新設 4.5%、増設 2.25% ※限度額 新設 3億円、増設 1.5 億円 （土地奨励金及び設備奨励金とも同様）

33666

岡山県

美咲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 資本金 ○5,000 万円以下　500 ○5,000 万円超～1億円以下 ・製造業、旅館業 1,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 ○1億円超 ・製造業、旅館業 2,000 ・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500	―	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	―	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
美咲町企業誘致条例	H17.7	新設企業・増設企業 ○投下固定資産額 1,000 万円以上 ○常時使用する従業員数 2人以上(増設の場合、従業員が1割以上増加したもの)	奨励金 ○固定資産税相当額(事業開始の日の属する年度の翌年度から起算して3年間)
		○借地 上記新設企業・増設企業要件に該当する企業が借地に立地した場合	助成金 ○固定資産税相当額(立地等をした日の属する翌年度以降3年度分限り)

33681

岡山県

吉備中央町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域　500 (資本金額 5,000 万円超 1 億円以下の製造業・旅館業の場合 1,000) (資本金額1億円超の製造業・旅館業の場合 2,000)	―	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する促進区域 10,000(農林漁業関連の場合 5,000)	―	課税免除	固定資産税 (償却資産は構築物のみ)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新吉備中央町企業立地促進奨励金交付規則	H19.10	新たに用地を取得後、3年以内に工場の建設に着手すること。増設の場合、用地取得後10年以内に建設に着手すること ①製造工場(新増設) ア 公的団地 ・面積:1,000 ㎡以上 イ 民有地 ・面積:3,000 ㎡以上 ・固定資産投資額:2億円(中小企業 1 億円)以上 ・新規常用雇用者:30 人(中小企業 10 人)以上 ②研究所等(新増設) ア 面積:1,000 ㎡以上 イ 民有地 ・面積:2,000 ㎡以上 ・固定資産投資額:2 億円(中小企業 1 億円)以上 ・新規常用雇用者:10 人(中小企業 5 人)以上	企業立地奨励金 設備奨励金 ○認定工場の生産施設等の家屋及び償却資産に係る固定資産評価額の合計額(福利厚生施設に関するものを除く。)に下の割合を乗じて得た額 ・新設　10/100 ・増設　5/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額 土地奨励金 ○認定工場等に係る土地の固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額(一括分譲によるものに限る。)に下の割合を乗じて得た額 ・新設　40/100 ・増設　20/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額 雇用促進奨励金 ○認定工場の操業開始に伴う新規常用雇用者 1 人当たり下の金額を乗じて得た額

			・新設　30 万円 ・増設　15 万円 ※福利厚生施設の投資額を上回らないこと
			○限度額 ・新設　　3億円 ・増設　1.5 億円 ※民有地の場合はそれぞれ半額
新吉備中央町物流施設誘致促進奨励金交付規則	H19.10	公的団地に新たに用地を取得し、その取得の日から3年以内に物流施設の建設に着手すること。増設の場合、用地取得後 10 年以内に建設に着手すること ○業種要件　道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、配送センター又は流通過程における簡易加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除く）	物流施設誘致促進助成金 設備助成金 ○認定物流施設に係る固定資産（土地及び福利厚生施設を除く）に要する経費 ・新設　　1/100 ・増設　0.5/100
			土地助成金 ○認定物流施設に係る土地取得に要する経費（一括分譲に限る） ・新設　　1/100 ・増設　0.5/100
			雇用促進助成金 ○認定物流施設の操業開始に伴う新規雇用に要する経費 ・新設　新規常用雇用者1人あたり 15 万円 ・増設　新規常用雇用者1人あたり7万5,000円 ※福利厚生施設の投資額を上回らないこと
			○限度額 ・新設　　3億円 ・増設　1.5 億円